

## 第4章 労働争議の調整

### 1 概 況

平成21年中に係属した調整事件は、新規係属事件が3件であった。新規係属事件の調整区分はあつせんが3件で、いずれも申請者は組合であった。業種は電子部品製造業、卸売・小売業及び教育・学習支援業であった。平成21年中に終結したものは2件で、いずれも終結区分は解決であった。残る1件は次年に繰り越された。

調整事項は、2件が団交促進に関するもの、1件が団交促進及び就業規則の遵守に関するものであった。

### 2 事件一覧

番号	事件名	調整区分	申請月日 申請者	調整事項	開始 月日	終結日 区分	調整 回数	調整員
1	X争議	あつせん	10.22 組合	団交促進	11.11	12.21 解決	1	(公)河本 (労)田村 (使)木下
2	Y争議	あつせん	11.4 組合	団交促進 就業規則の遵守	11.30	12.10 解決	1	(公)濱田 (労)池内 (使)宮城
3	Z争議	あつせん	12.28 組合	団交促進	—	係属中 繰越	—	(公) — (労) — (使) —

### 3 取扱事件概要

#### (1) 平成21年(調)第1号

##### X争議あつせん事件

申請者 A労働組合

被申請者 X

業 種 電子部品製造業 従業員数 150名

開始事由 組合申請

申請月日 10月22日 開始月日 11月11日

終結月日 12月21日

終結事由 解決 調整回数 1回 所要日数 41日

あっせん員 (公) 河本充弘 (労) 田村直人 (使) 木下辰太郎

ア 調整事項

団交促進

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

団体交渉に応じず、質問事項を送付しても回答がない。

(イ) 使用者の主張

話し合う内容は金銭の額に関するものなので、団体交渉ではなく事務折衝で協議すればよい。

ウ あっせんの経過

12月16日のあっせんにおいて、労使双方の意見聴取を行い、双方の意向を確認した上で、金銭による紛争の解決方法を定めたあっせん案を提示した。諾否の回答を双方に要請したところ、後日、双方受諾し事件は解決した。

あ っ せ ん 案

- 1 被申請者は申請者に対し、申請者組合員の解雇に係る紛争の解決金として、金〇〇円を支払うこと。
- 2 上記1の支払いは、被申請者が〇月〇日までに、申請者の指定する金融口座に振込む方法により行うこと。
- 3 当事者双方は、本件に係る紛争をあっせんにより円満に解決したことを確認すること。

(2) 平成21年(調)第2号

Y争議あっせん事件

申請者 B労働組合

被申請者 Y

業 種 卸売・小売業 従業員数 7名

開始事由 組合申請

申請月日 11月4日 開始月日 11月30日 終結月日 12月10日

終結事由 解決 調整回数 1回 所要日数 11日

あっせん員 (公) 濱田由紀子 (労) 池内保子 (使) 宮城定幸

## ア 調整事項

団交促進、就業規則の遵守

## イ 労使の主張

### (ア) 組合の主張

団体交渉において、使用者は就業規則の遵守に努めると回答したが、いっこうに守られない。また、団体交渉において使用者は高圧的な態度をとるなど、不誠実な対応をするので交渉にならない。

### (イ) 使用者の主張

団体交渉には、毎回誠意をもって対応している。就業規則も遵守に努めている。

## ウ あっせんの経過

12月10日のあっせんにおいて、労使双方の意見聴取を行った上で、団体交渉のあり方と今後の当該紛争の処理方法について定めたあっせん案を提示したところ、双方受諾し事件は解決した。

## あ つ せ ん 案

- 1 当事者双方は、団体交渉として申入れのあった就業規則の適正な運用等について、同規則〇条に定める順守義務を念頭に、誠実に団体交渉を行うこと。
- 2 当事者双方は、団体交渉にあたり、要求や主張する事項について具体的に説明・説得を行うとともに、それら要求や主張に対し十分に説明をなし、必要な資料を提示するなど、誠意を持って団体交渉を行うこと。
- 3 当事者双方は、良好な職場環境の維持・改善を図るための具体的な方策について、団体交渉において協議・決定すること。

## (3) 平成21年(調)第3号

### Z 争議あっせん事件

申 請 者 Z 労働組合

被 申 請 者 Z

業 種 教育・学習支援業 従業員数 1,870名

開 始 事 由 組合申請

申 請 月 日 12月28日 開始月日 ー 終結月日 係属中

あっせん員 未指名

ア 調整事項  
団交促進

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

使用者は、役員会で給与引下げの措置が決定された後に組合と団体交渉した。全てが決定した後では、交渉の意味がない。また、組合が求める説明・質問に対しても、きちんと回答しない。

(イ) 使用者の主張

役員会で方針を決定し、団体交渉ではその方針を基に、組合と協議することとした。また、質問事項については、組合からのものも含め、全職員に対して回答している。